
教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年 7 月 28 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第14号

高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成 6 年高知県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条 第 1 項 中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改め、同項第 10 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第 2 項中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第 3 項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。